

清須市(愛知県)

(2006年4月18日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年7月7日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：54,893人(高齢化率 ⁽²⁾ 15.3%)	面積 ⁽³⁾ ：13.31k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：46人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：416人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：18,161,800千円		
うち、地方税8,657,863千円、地方交付税364,001千円		
合併特例債発行予定額 調整中／同限度額22,110百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業1.6%、第二次産業35.9%、第三次産業62.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年度予算書。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧西枇杷島町	17,215人	15.6%	3.36k m ²	15人	120人	0.91	78.4%
旧清須町	19,122人	13.9%	5.25k m ²	16人	146人	0.97	83.5%
旧新川町	18,556人	16.4%	4.70k m ²	16人	136人	1.02	82.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p>地方分権の進展、本格的な少子・高齢社会の到来、厳しい財政状況の中にあって、防災対策を始めとする旧町共有の行政課題を解決し、住民サービスの維持・向上を図るため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>住民意識調査、パブリック・コメント手続、住民説明会などの実施による住民ニーズの把握。会議、会議資料の全面公開、協議会だより、ホームページなどによる情報公開。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併協議において、首長と議会が熱心に議論し、その内容を住民に知らせ、理解を求めた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
郡の構成町 7 町で西春日井郡合併検討協議会（任意）を設置（2002.9.26）。1 町が離脱し、西春日井 6 町合併協議会（法定）を設置（2003.4.1）。西春日井 6 町合併協議会（法定）を廃止（2003.12.31）。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
同上。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2003 年 12 月、西春日井 6 町合併協議会（法定）の廃止。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003 年 12 月 18 日～2004 年 3 月 31 日）	
構成メンバー	首長、助役各 1 名、議員各 3 名、都道府県職員（愛知県尾張事務所長（参与として）） 計 15 名（参与を含まず）
運営上の工夫	協議を深めるために、協議事項について事前提案し、次回の協議会で確認を求めるように運営した。また、協議の決定方法は全会一致を原則とした。
(6) 法定協議会（設置期間：2004 年 4 月 1 日～2005 年 7 月 6 日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各 1 名、議員各 3 名、住民各 3 名、都道府県職員（愛知県尾張事務所長） 計 25 名
運営上の工夫	1. 第 1 回協議会において、対等互譲の精神で協議することを書面で申し合わせ。 2. 協議事項について事前提案し、次回の協議会で確認を求めるように運営した。また、協議の決定方法は全会一致を原則とした。 3. 特定の事項について 6 つの小委員会を設置した。 4. 小委員会を含めた会議の全面公開及び会議録の公開。
(7) 基本 5 項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
< 協議を行ううえでの工夫 >	
③、④については、小委員会を設置して議論を深めた。	
< 協議開始および決定の時期 >	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04 年 4 月 04 年 4 月 04 年 4 月 04 年 4 月 04 年 4 月
合 意：	04 年 11 月 04 年 7 月 04 年 8 月 04 年 7 月 04 年 5 月
< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >	
全会一致を原則としていたが、議論を尽くしても全員の意見が一つにまとまらなかったため、最終的に投票により決定した。	
< 基本項目①「合併の方式」の決定理由 >	
新設合併が前提であったため、特に議論はなかった。	

<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年7月7日合併</p> <p>7月7日は「川の日」であり、当地域の個性である水辺環境の豊かさ、水害に対する取組みを示すという、新市の将来像をイメージする日であること。また、7月7日は七夕の日でもあり、いつまでも新市の誕生が想いでとして残る日でもあることから決定された。</p>				
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</p> <p>決定手続：応募数上位3点の名称候補に、小委員会で応募作品の中から新市にふさわしい名称候補を4点加え、合計7点を協議会に報告した。全会一致により協議が整わなかったため、委員の投票により決定した。</p> <p>選定理由：歴史上由緒ある地名であり、知名度が高いこと。新市建設計画の新市の将来像にある「歴史に織りなされた」という理念にふさわしいことなどが挙げられた。</p>				
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 <input checked="" type="checkbox"/> ・新規建設</p> <p>旧3町の人口重心、距離重心に最も近いこと、耐震基準に基づく建物であり、エレベーターが設置されていること、庁舎の敷地の中に余剰地が多く、庁舎を増築するスペース及び駐車場の確保ができることから、総合的に判断され旧新川町役場が新事務所に決定された。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>2町の庁舎は窓口業務に加え地域活動を支援する支所とされた。</p>				
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>				
<p>(8) 新市建設計画</p>				
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 合併特例法に基づく財政支援の期間を考慮。</p>				
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>合併検討協議会(任意)が策定した新市将来構想を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた、住民合意による計画づくりを行った。</p>				
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指した。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>旧3町の総合計画を踏まえて策定した。</p>				
<p>単位：百万円 ()は%</p>	<p>合併前 (2003年度)⁽¹⁾</p>	<p>財政計画</p>		
		<p>2005年度</p>	<p>2010年度</p>	<p>2015年度</p>
<p>歳入合計</p>	<p>19,819</p>	<p>16,937</p>	<p>18,531</p>	<p>18,130</p>
<p> 地方税</p>	<p>9,050(45.7)</p>	<p>8,752(51.7)</p>	<p>8,752(47.2)</p>	<p>8,752(48.3)</p>
<p> 地方交付税</p>	<p>586(3.0)</p>	<p>1,802(10.6)</p>	<p>2,257(12.2)</p>	<p>2,794(15.4)</p>
<p>歳出合計</p>	<p>18,953</p>	<p>16,717</p>	<p>18,136</p>	<p>18,130</p>
<p> 人件費</p>	<p>3,604(19.0)</p>	<p>3,435(20.5)</p>	<p>3,384(18.7)</p>	<p>3,451(19.0)</p>
<p> (参考：一般職員数)</p>	<p>(402人)</p>	<p>(-)</p>	<p>(-)</p>	<p>(-)</p>
<p> 公債費</p>	<p>1,398(7.4)</p>	<p>1,101(6.6)</p>	<p>2,443(13.5)</p>	<p>2,928(16.2)</p>
<p> 普通建設事業費</p>	<p>4,782(25.2)</p>	<p>2,946(17.6)</p>	<p>3,962(21.8)</p>	<p>3,378(18.6)</p>

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全19号。配布方法：広報紙に折込し、全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ7回開催、延べ774人参加） ・HPの開設（2004年4月開設、月2回定期更新、アクセス数51,380回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：住民意識調査 (時期)：2004年2月1日から2月29日まで（任意協議会時に実施） (対象者)：旧3町の全世帯（20,659世帯） (方法)：アンケート方式（郵送）	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併研究啓発事業費補助金 936千円。 人的支援：合併協議会に県職員2名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	15,032千円
委託内容	新市建設計画策定業務7,120千円、ホームページ開設・更新898千円、 事務事業一元化業務委託672千円、新市例規立案策定1,260千円、 新市ホームページ開設1,029千円、新市ガイドブック作成1,706千円、 市章デザインマニュアル作成1,659千円、記念植樹事業313千円、 市章候補類似調査375千円

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間10ヶ月））・無
その理由	新たに取り組む広域事業や新市建設計画をより円滑に遂行するには、合併の経過を熟知した現議員が一定期間在任することが望ましいとされたため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2005年9月30日まで特例措置を適用）・無
その理由	農業委員会が設置されていた2町の委員任期が2005年7月19日であったため、在任特例を適用した。
(3) 三役	
旧西枇杷島町	町長は市長選挙まで市長職務執行者、助役は新市の収入役、収入役は不在。
旧清須町	町長は退職、助役は新市の助役、収入役は退職。
旧新川町	町長は新市の市長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	新市で定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>	
役職の調整	1町のみグループ制を導入していたが、他の2町に統一して部課制とし、役職名を統一した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧3町とも支所・出張所は設置されていなかった。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	人口に大きな差がなく面積も狭小であり、新市の“速やかな”一体性を確保するためには、一日も早く旧町の境界線を取り除くことが必要であるため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税法人税割 (超過課税分)	旧西枇杷島町 14.7/100 旧清洲町 12.3/100 旧新川町 14.7/100	合併前の2005年4月1日から14.7/100に統一。
都市計画税	旧西枇杷島町 0.2% 旧清洲町 0.25% 旧新川町 0.25%	合併前の2005年4月1日から0.25%に統一。
(9) 上下水道使用料(調整方針:上水道は、旧清洲町は他の2町と同様に名古屋市から給水を受ける調整とした。)		
上水道料金	旧清洲町は愛知県から受水していたが、他の2町と同様に名古屋市から給水を受ける調整とし、合併前の2005年4月1日から名古屋市の料金体系に統一した。	
下水道料金	該当なし(下水道がない為)。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮して調整を図った。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針:被保険者に急激な負担増とならないように合併時に統一)		
賦課徴収方法	3町とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧西枇杷島町 5.40% 旧清洲町 7.50% 旧新川町 7.60%	2005年度から6.80%に統一。
資産割	旧西枇杷島町 76.00% 旧清洲町 45.00% 旧新川町 49.00%	2005年度から47.30%に統一。
均等割	旧西枇杷島町 24,900円 旧清洲町 23,600円 旧新川町 22,800円	2005年度から23,200円に統一。

平等割	旧西枇杷島町 29,800 円 旧清洲町 27,000 円 旧新川町 24,300 円	2005 年度から 26,700 円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針: 2005 年度は旧自治体ごととし、2006 年度から統一する。)		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧西枇杷島町 2,877 円 旧清洲町 2,750 円 旧新川町 3,538 円	新市において保険料統一の検討を行い、2006 年度から新保険料を設定する。ただし、2005 年度までについては、それぞれ旧町の例によるものとする。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統一することとし、既存システムを検証して、部門ごとにシステムを統一した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	区域は従前のおりとし、町名・字名については、旧西枇杷島町のみ旧町名を残し、従前の町名中「町」の表記を削除した。旧清洲町及び旧新川町は「大字」「字」を削除した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果: 1,680 百万円/11 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中 (2006 年度策定予定)
総合計画	策定作業中 (2006 年度策定予定)
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>特別職や議員、委員会や審議会の委員などの総数が減少し、経費が節約できる。また、職員は管理部門の統廃合などの効率化が図られるとともに、サービスや事業を実施する直接担当部門を充実することができる。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>単独町では雇用する余裕のなかった専門職などの雇用が可能となり、より高度な行政サービスの提供が可能となるほか、本庁舎でも支所でも窓口サービスが受けられるなど、住民の利便性も向上する。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>施設や道路の整備、土地利用などについて、広い範囲で総合的に考えることができ、地域の一体的な整備が効率的に行える。</p>	

(4) 合併による問題点と解決策

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

市町村の規模の大小にかかわらず、住民懇談会・行政モニター・意見箱(市長への手紙)・アンケートなど住民の声を行政に反映するためのこうした施策は不可欠であり、更にインターネットや電子メールなどの普及から、今まで以上に「住民の声」も様々な手段によって行政に届けられるよう手法を講じている。

<①役場が遠くなり不便になる>

勤務地の近くで窓口サービスが受けられるなど、便利さが増す場合もある。また、支所に市民サービスセンターを設置して、可能な限り支所で対応できる組織としている。

<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる>

合併により地域そのものや地域の個性、特性といったものはなくなるわけではない。それぞれの地域で育んできた歴史や文化、伝統などについては、新市の貴重な財産として守っていく方策を講じている。

(5) 残された課題

新市において検討するなどの表現で調整された項目があり、議会及び住民の参画による事務事業検討協議会を設置して、幅広く意見を伺い、調整をしている。